

利根川水系中川・綾瀬川河川整備計画フォローアップ委員会運営要領

（目的）

第1条 本運営要領は、利根川水系中川・綾瀬川河川整備計画フォローアップ委員会規則（令和5年12月5日付け）第5条に基づき、利根川水系中川・綾瀬川河川整備計画フォローアップ委員会（以下「委員会」という。）の委員会の方法に関し必要な事項を定め、もって円滑な委員会運営に資するものである。

（委員会の招集）

第2条 委員会は、関東地方整備局長から委任された江戸川河川事務所長が招集する。

（委員会の成立条件等）

第3条 委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

2 審議する案件について可否同数の場合は、委員長に決する。

（議事録）

第4条 委員会の議事については、事務局が議事録を作成し、出席した委員の確認を得た後、公開するものとする。

（委員会の公開について）

第5条 委員会は原則公開とし、委員会の公開方法については委員会で定める。

（委員会資料等の公表について）

第6条 委員会に提出された資料等については、速やかに公開するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、委員会に諮り、公表しないものとする。

（雑則）

第7条 本運営要領の変更や本規定に定めなき事項については、委員会で定めるものとする。

附 則

（施行期日）

本運営要領は、令和5年12月5日から適用する。

利根川水系中川・綾瀬川河川整備計画フォローアップ委員会公開規定

(目的)

第1条 本規定は、利根川水系中川・綾瀬川河川整備計画フォローアップ委員会（以下「委員会」という。）運営要領第5条に基づき、委員会の公開を定めるものである。

(委員会開催の通知)

第2条 委員会の開催が決まった場合、その開催日時、場所、傍聴手続等について速やかに国土交通省関東地方整備局及び江戸川河川事務所ホームページにより一般に周知する。

(会議の傍聴)

第3条 委員会の傍聴は可とし、傍聴に関し必要な事項を別途定めるものとする。

(資料の配布)

第4条 委員会で委員に配布される資料は、貴重種の存在状況等を示す資料など、公開することが適切でないものを除き、委員会の場で傍聴人にも配布する。

(その他)

第5条 本規定の変更や本規定に定めなき事項については、委員会で定めるものとする。

附 則

(施行期日)

本規定は、令和5年12月5日から適用する。

利根川水系中川・綾瀬川河川整備計画フォローアップ委員会傍聴規定

(目的)

第1条 本規定は、利根川水系中川・綾瀬川河川整備計画フォローアップ委員会（以下「委員会」という。）の公開規定第3条の条項に基づき、委員会の傍聴に関し必要な事項について定めるものである。

(受付)

第2条 事務局は傍聴人受付を設置するものとし、傍聴を希望する者は傍聴人受付にて住所、氏名及び年齢を記入するものとする。

なお、受付は先着順とし、人数は傍聴席の数までとする。

(入室)

第3条 傍聴人受付で受付を終了したもの（以下「傍聴人」という。）の委員会会場への入室は、委員会開始予定時刻の10分前とし、委員会開始後の入場は認めない。

なお、受付を終了していないものの入室は認めない。

(委員会の傍聴)

第4条 傍聴人は、以下の各号を遵守するものとする。

- 一 委員会の撮影をしてはならない。ただし、委員会冒頭での頭撮りを除く。
- 二 委員会の録音をしてはならない。
- 三 発言、私語、談論等を行ってはならない。
- 四 発言への批判、可否の表明、ヤジ、拍手等を行ってはならない。
- 五 プラカードを掲げる等の行為やはちまき及び腕章の類をしてはならない。
- 六 ビラ等の配布を行ってはならない。
- 七 みだりに傍聴人席を離れてはならない。
- 八 携帯電話は電源を切るか、マナーモードにし、使用してはならない。
- 九 前八号のほか委員会の進行を妨げる行為や委員会の秩序を乱す行為をしてはならない。

(退場等の措置)

第5条 委員長は、傍聴人が前条の事項に違反した場合、傍聴人に委員会会場からの退場を命じることができるとともに、事務局に必要な措置を行うよう命じることができる。

(その他)

第6条 本規定の変更や本規定に定めなき事項については、委員会で定めるものとする。

附 則

(施行期日)

本規定は、令和5年12月5日から適用する。